介護保険制度等を活用した「地域の支え合い活動」のためのガイドブック

私たちのおでかけ支援

地域の中での移動支援を検討されている方へ

周南市

はじめに

周南市では、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合にも可能な限り自立した日常生活を継続できるよう、介護保険法に基づく地域支援事業である「**介護予防・日常生活支援総合事業**（以下、「総合事業」という。）」と「**生活支援体制整備事業**」を両輪として地域の支え合い体制づくりを推進してきました。

「**総合事業**」では、令和3年度に「周南市地域支え合い訪問介護・通所介護・移動支援」の補助制度を創設し、いくつかの地域団体にご活用いただくことで、要支援者等への効果的な支援につながっています。

また、「**生活支援体制整備事業**」では、地域の高齢者の困りごとを共有し解決策について話し合う「第2層協議体（以下、「協議体」という。）」が市内25か所に拡がっていく中で、居場所や有償ボランティア活動等が創出され、高齢者の介護予防や生活支援、社会参加が促進されています。

一方で、筋力低下や免許返納などにより、「通いの場や買い物など、これまであたり前に行けていた場所に行けなくなった。」、「楽しみをあきらめた。」等の声を耳にする機会が増えました。地域の協議体の中でも、「移動支援してあげたいけど、何かあったら不安。」という声が多く聞かれます。

そこで、この度、地域の皆様が「移動支援」に取り組む参考とするために、地域の中で活用できる総合事業の補助金や、協議体などを活用した取組事例など、最新の情報をまとめたガイドブックを作成することとなりました。

支え合いのある地域は、いずれ自分を支えてくれる地域になります。いつまでも住み慣れた地域で、地域とつながりながら、その人にとってあたりまえの暮らしが安心して続けられるように、このガイドブックをご活用いただければ幸いです。

令和7年3月

周南市 福祉部 地域福祉課

目次

◆ はじめに

◆ 知っておきたい！ 地域で移動支援を行うための基礎知識

・「総合事業」とは …… 1

・「生活支援体制整備事業」とは …… 2

・無償運送と実費の受け取りについて …… 2

◆ これならできそう！ 介護保険制度等を活用して行う移動支援 5つの場面

・場面① 地域の交流の場（通いの場等）への送迎…… 3

・場面② 買い物等への送迎とサポート …… 5

・場面③ 買い物等への同行、代行サポート …… 6

・場面④ 自家用車以外を使用する移動支援 …… 7

・場面⑤ 移動支援について検討したい …… 9

◆ 準備をしよう！ 地域で移動支援を考える際に気をつけたいこと

・事前準備…… 11

・「もしも」の時の対応マニュアル …… 12

◆ 自分でできる！ その他の助成や取組を活用して外出しよう

・高齢者バス・タクシー運賃助成券 …… 13

・介護タクシー …… 13

・コミュニティ交通 …… 14

◆ コラム：運転免許の更新、返納について…… 15

◆ 連絡先一覧 …… 16

知っておきたい！

地域で移動支援を行うための基礎知識

「総合事業」とは

要支援者等(※1)の心身機能の改善・維持を目指す介護保険制度の中のサービスや取組です。

全国一律の介護保険サービスと異なり、**各市町村が主体**となって、地域の住民団体等が行う**多様なサービス・活動**を推進しています。

⇒周南市では、地域の住民団体等が行うサービス・活動を後押しするため、本ガイドブックで紹介するような補助金を用意しています。(P4−6)

(※1)「要支援者等」
事業対象者・要支援者及び継続利用要介護者のこと。
基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人、要介護認定で要支援1・2の判定を受けている人で、いずれも総合事業が利用できる対象者です。
足腰が弱くなり外出がしにくい、重たい物が持てないなどの状態で、日常の生活の支援があれば、安心して暮らすことができます。
また、令和7年4月からは、要介護認定(要介護1～5)を受けた後も、引き続き、一部の総合事業サービスを利用できるようになりました(継続利用要介護者)。

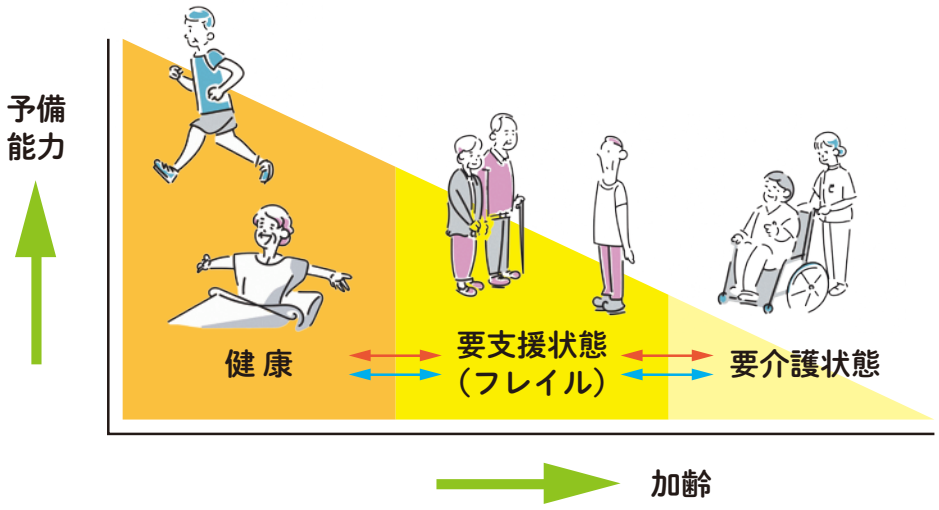

「生活支援体制整備事業」とは

詳しくはこちら▶

地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域で高齢者を支え合う体制づくりに取り組むものです。

各地域に見守り活動等を行う**コーディネーターを配置**し、活動を通して把握した高齢者の生活課題やその支援方法を**協議体**(※2)などの地域の場で話し合っています。

ボランティアや地域住民等と連携し、高齢者のニーズと支援のマッチングや担い手・サービスの創出につなげることで、地域の支え合いの仕組みづくりを進めています。

⇒周南市では、31地区コミュニティごとに「地域福祉コーディネーター(生活支援コーディネーター)」を配置し、第2層協議体(※2)を24地区(25か所)に設置しています。(令和7年3月時点)

(※2)「協議体」
地域の困りごとやニーズについて情報共有を行い、それらを解決するために地域でできることを話し合う場です。
市全体の「**第1層協議体**」と31地区ごとの「**第2層協議体**」があります。

▲第1層協議体のようす

無償運送と実費の受け取りについて

無償運送は、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。

利用料(運賃)を受け取ることはできませんが、**実費**(燃料費、駐車場代等)**は利用者から受け取ることができます。**

「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」について(国土交通省)より抜粋▶

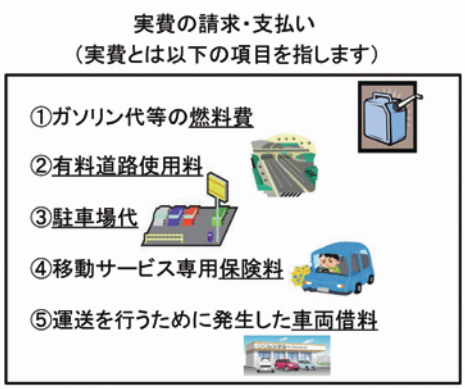

これならできそう!

介護保険制度等を活用して行う移動支援 ～5つの場面～

場面①｜地域の交流の場(通いの場等)への送迎

移動支援

地域の交流の場に行けずに
困っている・あきらめている方はいませんか?

高齢者の暮らしの声

- 足腰の筋力が落ちて、通いの場(いきいき百歳体操)に行けなくなった
- 地域との交流や楽しみがなくなった
- 本当は通い続けたい…
- ふれあい・いきいきサロンの参加者が減ってしまった

私たち、送迎のサポートができます!でも…

サポーターの声

- 「事故があったらどうするの?」と反対の声があります
- 一緒に乗せてあげたいけど、もっと安心してできたらなぁ

こんな時に活用しませんか?

■「移動支援専用」の自動車保険

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動支援を行っている間の事故について、ボランティアドライバー等の自動車保険に**優先して**支払う保険。

◇損害保険ジャパン株式会社「移動支援サービス専用自動車保険」

◇東京海上日動火災保険株式会社「移動サービス専用自動車保険」

◇あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「移送支援サービス向け自動車保険」

（出典：NPO法人全国移動サービスネットワーク講演資料）

※R7. 3月現在の情報。詳しくは、各社にお問い合わせください。

■「周南市地域支え合い移動支援」の補助金

通いの場やサロンなどの**高齢者の居場所**に送迎を行う場合、市の補助金を活用することができます。

地域支え合い移動支援の補助金	
概要	要支援者等に対して、高齢者の居場所への移動支援を自動車で実施した場合、経費の一部を補助するもの。
申請者	サロン等の実施主体以外の非営利法人、地縁組織、ボランティアグループなど
補助対象者	事業対象者・要支援者・継続利用要介護者
補助できる経費	☑ 車両保険料／1日1台あたり**400円**（1団体につき2台まで登録可） ☑ 燃料費／1kmにつき**37円** ☑ 調査・調整費／活動1件1人あたり**300円**
問い合わせ	**地域福祉課 包括ケア・地域保健担当　☎0834−22−8462**

団体で加入した車両保険料の一部や燃料費・調整費が補助されるものです。

移動支援のようす【八代：便利屋さん】▶

場面②｜買い物等への送迎とサポート

移動支援　生活支援

身近な買い物や受診などに困っている・あきらめている方はいませんか?

高齢者の暮らしの声

時には、たくさんの品物の中から選んで買いたい

車じゃないとあの店に行かれない…さみしいな

なじみのあの店に行って自分の目で見て買い物したい

車を手放して、受診や薬の受け取りもひと苦労

私たち、送迎のサポートができます!でも…

サポーターの声

地区外のスーパーは、ガソリン代がかかる…

もしもの事故に備えた保障があれば安心なんだけど

こんな時に活用しませんか?

車を使った買い物支援のようす
【戸田:笑顔輝かせ隊】

地域支え合い訪	
概要	要支援者等に対して、暮らしの支援(生活援助)を実施した場合や、生活援助と移動支援を一体的に実施した場合、経費の一部を補助するもの。 ※補助対象となる生活援助は決まっています。
申請者	地縁組織、ボランティアグループ、特定非営利活動法人 など

場面③｜買い物等への同行、代行サポート

生活支援

支援が少しあれば、自立して暮らせる…と思っている方はいませんか？

高齢者の暮らしの声

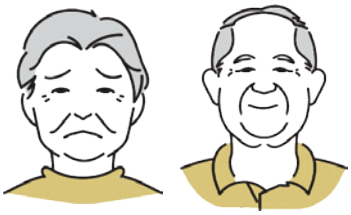

- 買い物帰り、重たい荷物を持って歩けない…
- レジでの支払いに不安がある…
- 一緒に行ってもらえると心強い
- 手伝ってくれた人にどのくらいお礼を渡すべきか迷う

私たち、高齢者の暮らしのサポートができます！でも…

サポーターの声

- サポーターを増やしたいけど、無償では広がらないよね～
- 自分もいずれ利用したいので、できる範囲でお手伝いしたい！

問介護の補助金	
補助対象者	事業対象者・要支援者・継続利用要介護者
補助できる経費	☑ 運営費：年間上限**3万円** ☑ 調査・調整費生活援助・初回のみ、移動支援も行う場合・活動1件1人あたり**300円** ☑ 活動費：30分以内・**350円**、1時間未満・**700円**
問い合わせ	**地域福祉課 包括ケア・地域保健担当** ☎0834−22−8462

こんな時に活用しませんか？

薬の受け渡し（代行）のようす
【周陽：生活応援隊】

場面④｜自家用車以外を使用する移動支援

移動支援

通院や銀行などへの手続きに困っている方はいませんか?

高齢者の暮らしの

声

免許を返納したから、市役所や銀行へ手続きに行けない…

病院まで通うのが大変

粗大ゴミを運ぶのに一苦労

みんなで通いの場に行きたいなぁ

私たち、送迎のサポートができます!でも…

サポーターの

声

自分の車では、もしもの時に不安…

レンタカーやカーシェアは手続きや支払いが負担

こんな時に活用しませんか?

～周南市社会福祉協議会が行う、車両の貸し出し事業～

▲社協HP
(移動支援サポート事業について)

車両は周南市社会福祉協議会の各支部（徳山・新南陽・熊毛・鹿野）に配置

他の場面で紹介した補助金と併せて活用するなど、様々な使い方ができます♪

4人乗り軽自動車
・福祉車両ではありません
・自動車保険加入済

ご利用いただける方

市内に居住し、日常生活を行う上で必要な移動が困難な概ね65歳以上の高齢者や障がい者でご自身で乗降できる方

申請いただける方

上記利用者ご本人、上記利用者を送迎する家族、地域住民で構成された団体及び社会福祉法人等の公益的な活動を行う団体

ご利用料金

●貸出車両の利用料は無料
●利用にかかる燃料費等の実費については利用者負担

ご利用対象となる活動

●買い物や通院への移動
●ふれあい・いきいきサロン等の集いの場への移動
●公的機関や銀行等への手続きのための移動 など

貸出及び返却

午前9時から午後4時まで
（祝日及び年末年始を除く）

利用の際は、7日前までに、申請書兼誓約書を最寄りの支部に提出する必要があります。

令和7年2月19日に行われた出発式のようす

問い合わせ／周南市社会福祉協議会 業務課 地域福祉係　☎0834−22−8721
【新南陽支部】☎0834−62−4981【熊毛支部】☎0833−92−0027【鹿野支部】☎0834−68−2998

場面⑤｜移動支援について検討したい

移動支援

方法は決まっていないけど、地域で移動支援を考えたいなぁ…

高齢者の暮らしの声

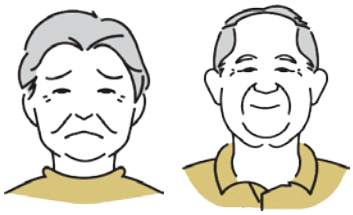

地域に移動支援の取り組みがあればなぁ…

私の地区では、どんな助け合い活動をしているんだろう?

私たち、移動支援に興味があります！でも…

サポーターの声

私もいずれ、移動支援が必要になるかも…今のうちに手立てを考えておきたい！

どこに相談すればいいんだろう?

子育ても落ち着いてきたから地域のために何かできたらなぁ

すきま時間にみんなの役に立つことをしたいな〜

地域にも同じ気持ちの人はいるのかなぁ?

そんなときは…！

▲第2層協議体のようす（岐山地区）

■地域の協議体を活用

第2層協議体では、地域の困りごとやニーズについて情報共有を行い、それらを解決するために地域でできる話し合いを行っています。

お住まいの地域の協議体に「移動支援をしたい」、「移動支援のニーズがある」と伝えることで、地域の皆さんで話し合う場を設けることができます。

■地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）や周南市社会福祉協議会に相談

地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）とは、地域の支え合い・助け合いづくりのためのコーディネート活動や、見守り訪問を行っている人で、市全域及び31地区に配置しています。

地区の情報に詳しい地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）や、周南市社会福祉協議会に相談することで、移動支援の情報や話し合う機会を設けることができます。

問い合わせ／周南市社会福祉協議会　☎0834−22−8721

困りごとやニーズ

地域の困りごとやニーズには、
移動支援以外にも様々なものがあります

協議体を通して生まれた様々な活動

協議体をきっかけに移動支援以外にも
多様な活動が生まれました

地域のカフェ

昼間のラジオ体操

いきいき百歳体操

生活支援

準備をしよう!

地域で移動支援を考える際に気をつけたいこと

移動支援の活動を安全に、長く続けるために、
必要な準備等をまとめました

事前準備

□同意書や申請書などによる合意

地域住民の助け合い活動の一環として移動支援を行っていることを十分に説明したうえで、移送中の事故や損害について責任を負わないことに同意してもらいましょう。

□保険で万が一に備える

移動支援専用の保険に入ることをお勧めします。(P4参照)
場面④の車両の貸し出し事業を利用する場合、
団体での保険加入は不要です。

□運行ルールを決めて実施

日常生活の範囲を踏まえて目的地や運行ルート・エリア、悪天候時は支援を行わないなどのルールを決めましょう。

「もしも」の時の対応マニュアル

□自動車の事故（乗車中の事故）

・同乗者、相手など怪我人の救護・救急車要請　☎119番

・安全な場所へ移動（二次災害の防止）

・警察に事故発生の通報　☎110番

・相手の情報確認、連絡先交換

・加入している保険会社へ連絡　☎（　　）

□利用者の怪我（乗車中以外）

・ボランティア活動の保険に加入していれば、事故発生から30日以内に
周南市社会福祉協議会（☎0834−22−8721）へ連絡しましょう。

□緊急連絡先の確認

・有償ボランティアの代表者やメンバー、
同乗者の連絡先を事前に確認しておきましょう。

▲社協HP
（ボランティア保険について）

あらかじめ「もしも」に備えた準備をすることで、
安心して移動支援に取り組むことができます♪
一緒に活動するメンバーと話し合い、
継続的な活動ができるようにしましょう。

自分でできる！

その他の助成や取組を活用して外出しよう♪

高齢者バス・タクシー運賃助成券

周南市では、外出しやすい環境を創出することを目的に、「高齢者バス・タクシー運賃助成券」を交付しています。

- 1枚につき運賃が200円引き
- 一年度間に48枚（9, 600円分）

詳しくは、

高齢者支援課（☎0834- 22- 8461）にお問い合わせください

▲市HP

介護タクシー

要介護者が利用できるよう、車いす等に対応したタクシーで、介護福祉関連の資格を持つ運転手が介助を行います。

利用については、**実施事業所へ直接お問い合わせください**

コミュニティ交通

利用者の減少や乗務員不足といった要因で路線バスが廃止された地域において、必要に応じて、既存の移動手段を代替または補完するものとして、コミュニティ交通を運行しています。

【運行地区】9地区

・鹿野　・大津島　・大道理　・八代　・須金　・中須　・長穂

・熊毛−光市役所間（光市と共同運行）

・菊川（R7. 4月開始）

詳しくは、

公共交通対策課（☎0834−22−8426）にお問い合わせください

市HP（https://www.city.shunan.lg.jp/life/5/24/107/）

▲市HP

※コミュニティ交通の車両は、福祉車両ではありません。
　乗降に介助が必要な方は、介助者と一緒にご利用ください。

コラム

運転免許証の更新、返納について

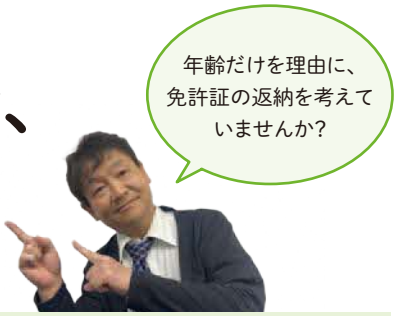

周南市介護予防・自立支援リハ職アドバイザー
中村敏浩さん（作業療法士）

○老化による心身の変化は、個人差が大きい

「もう年だから」、「家族がそろそろ運転をやめろと言うから」と**年齢だけを理由に免許証の返納を考えられる方**がおられますが、**老化による心身の変化は個人差が大きく、みんなが同じ状態というわけではありません。**

運転をやめることは、外出する機会が減少し生活範囲がせまくなる=「自分の世界がせまくなる」こととなり、要介護状態になることや認知症発症の危険性を高めると言われます。

○「今、安全運転ができているか」正しく知りましょう

免許証の返納を検討する時、年齢だけを理由に考えるのではなく、ご自身の状況を知り、今の状態での運転は危険なのでやめた方が良いか、まだ安全に運転を継続できるか?についての**検討が望まれます。**

「運転をやめる」判断をした時は、さまざまな移動支援を利用して「**自分の世界をせまくしない」ために心がけるべきこと**、「運転を継続する」判断をした時は、**安全に運転を行うための自身の課題や方法**について、以下のことを考える必要があります。

■相談先について知っておく

- ご家族との話し合いで迷ったときはケアマネジャーなどに相談する
- 安全運転相談窓口（☎#8080）に相談する
- 自動車学校のペーパードライバー講習により自身の課題を確認する

■ご自身の状況に応じて安全に運転するための方法を考える（以下は例）

- 慣れた地元や自宅周辺以外での運転は行わない
- 交通量の多い時間帯の運転は控える　・夜間、雨天の運転は控える
- 安全運転支援装置付きの車（セーフティ・サポートカー）に乗る
  （ペダル踏み間違い時加速抑制装置の後付けなど、可能な対応の検討も）

連絡先一覧

名称	電話番号	内容
周南市 地域福祉課 包括ケア・地域保健担当	0834−22−8462	総合事業の補助金に関すること
周南市社会福祉協議会 業務課 地域福祉係	0834−22−8721	移動支援サポート事業、協議体、 ボランティア保険に関すること

<高齢者の総合相談窓口>

名称	電話番号	内容
周南東部 地域包括支援センター	0834−29−1155	久米・櫛浜・鼓南・熊毛
つづみ園 地域包括支援センター	0834−28−7055	周陽・桜木・秋月・岐山・大津島
徳山医師会 地域包括支援センター	0834−32−9035	遠石・関門・中央・今宿
周南西部 地域包括支援センター	0834−62−6301	富田・菊川・和田・福川・ 湯野・戸田・夜市
周南北部 地域包括支援センター	0834−87−2000	須々万・長穂・向道・中須・ 須金・鹿野

【地域包括支援センターとは】

地域にある高齢者の総合相談窓口です。保険や福祉の専門職が高齢者についての多様な相談に応じます。「介護予防したい」、「介護サービスを使いたい」などの場合には、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

発行 令和7年3月
周南市 地域福祉課（包括ケア・地域保健担当）